

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第7回議事要旨

- 1 日 時 平成19年2月26日(月) 17:00~19:10
- 2 場 所 総務省5階第4特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、村井座長代理、多賀谷構成員、中村構成員、
長谷部構成員、舟田構成員、村上構成員
有富総務審議官、鈴木情報通信政策局長、森総合通信基盤局長、
寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、阪本総合政策課長、
佐藤情報通信政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

(1) コンテンツ関係の課題(第2回)

大阪大学大学院鈴木秀美教授及び中村構成員から、それぞれ説明を受け、その後質疑応答を行った。

ア 大阪大学大学院鈴木秀美教授プレゼンテーション

(7) 説明内容

「通信・放送法制における表現の自由」(資料2)に基づき説明。

(4) 質疑応答

- 放送とテレメディアにおいて、刑法の対象となっていない禁止コンテンツについてのペナルティについて質問。「(過料かとの問いに) そのとおり。ドイツの放送監督機関は、青少年保護と広告規制を主に監督している。」旨回答。
- ドイツでオンデマンドの議論が出てこない理由について質問。「インターネットと放送で、画面に映ることに違いはないという考え方が背景にある。機能的な放送概念をとっており、放送については、世論形成機能が強いからこそ、一部の人に独占させないような工夫、その機能に応じた規制をするという発想。」と回答。

イ 中村構成員プレゼンテーション

(7) 説明内容

「10年後の法体系試案」(資料3)に基づき説明。

(4) 質疑応答

- p9について、基幹放送法とNHK法はなぜ枠組の外側か、子どもデジタル法はコンテンツの話ではないのか、と質問。「『NHK』については、特殊法人規律なので切り出し、『基幹放送』については、イメージがはっきりしないのでひとまず外に置いた。『子どもデジタル法』は支援法のイメージ」と回答。

(2) フリーディスカッション

「第7回研究会資料~コンテンツ関係討議(2)~」(資料4)及び「コンテンツ関係・論点(第6回会合提出資料)」(資料5)について事務局から説明し、また、補足として

インターネットの有害情報対策、特にフィルタリングの現状について村井座長代理から説明を受けた。その後、フリーディスカッションを行った（鈴木教授も参加）。議論の結果、「通信における表現の自由（通信の自由）」を理念的に規定する必要性については、概ね合意された。なお、フリーディスカッションにおける主な意見は以下のとおり。

ア インターネット上の違法・有害情報対策に関する制度の在り方（総論）

- 公然性を有する通信に関しては、匿名による表現の自由が一つの柱となるが、放送と類比可能なサービスに対しては、現在放送事業者に課しているような形の規制はあり得るのではないか。
- 違法な情報は、表現の自由の保障の範囲外なので、規律することに憲法上の表現の自由の観点から問題はそれほどない。有害情報に対する規制も、有害図書に対する規制は最高裁の判例でも厳格な違憲審査基準は妥当しないという議論があるので、考えていくことは可能ではないか。
- 「通信の秘密」は、両当事者間の表現の自由を保障するためにあり、ネットワーク上の情報流通全般について、個人の表現の自由の確保は出発点。このため、公然性を有する通信においては、表現の自由が優先し、特に違法かどうか灰色な情報を国が規制することは慎重であるべきではないか。
- 今後、想定していなかったような新しい技術が登場することにより、ネットワーク上で違法なコンテンツが流通するリスクは高まるため、通信の自由を厳格に保持しつつ対応することは難しいのではないか。
- 「自殺の方法」や「爆弾の作り方」など、違法かどうか微妙な情報であるが、青少年に対して規制する必要性はあるのではないか。
- 有害コンテンツは、フィルタリング技術の向上により、見ないようにすることは現在でも十分可能である。したがって、その利用の促進と、違法コンテンツに対する社会的な対応が重要ではないか。
- 有害情報をプロテクトするための様々な技術と仕組みをつくっていくことは可能ではないか。
- 違法・有害コンテンツが国外のサーバにあるために、日本の法令による規制のみでは問題解決が図れない場合もある。
- 違法・有害コンテンツの規制主体を、サイト作成者とするか、ポータルサイトの運営者等にまで拡大するかという問題もある。
- 知的財産権や環境等において、国際的に問題解決が計られている事例は存在しており、「違法」についての国際的なコンセンサスを形成することも可能ではないか。例えばインターネットのドメイン名についてもW I P Oを中心に調整し、コンセンサスができていく。日本はこの国際的なコンセンサスの形成方法について、主体的に検討していくことが必要ではないか。

イ 有害情報対策（フィルタリングを含む）と検閲との関係

- 憲法21条の「検閲」は判例で厳格な定義がなされており、絶対的に禁止される

検閲が有害情報対策との関係で問題にはならないが、事前抑制になるかという問題はありうる。フィルタリングも同様。

- 有害な匿名コンテンツを受けない自由について、「捕らわれた聴衆」の立場にある人の「情報を無理やり押しつけられない権利」は保護すべきだが、政府がどこまで面倒を見るか考える必要があるのではないか。
- 全利用者にフィルタリングを義務づける場合、成人で有害な情報を見たい人との関係で憲法上の問題が起こってくる可能性があるのではないか。

ウ プレスとの関係

- 新聞に対しては日本では内容規制は課されていない。ドイツではジャーナリズム的なコンテンツに対して統合的に規制を考えるとのことだが、日本の現状との関係はどう考えるべきか。
- 米国においては、放送は規制の対象とし、新聞は自由にすることにより、両者のチェック・アンド・バランスにより、メディア全体として多様な情報が世の中に行き渡るようになればいいという議論（ボリンジャー）があり、この立場に立てば、周波数の希少性、放送の特殊な影響力という前提を置く必要はない。
- ドイツでは、活字メディアについても「プレス法」があり、取材源秘匿・反論権を規定している（ただし放送にはそれに加え固有の規制があり、プレスのほうがより自由を重視する仕組み）が、日本は、戦後廃止され、活字メディアを特別に規制する法律はなく（一般法のみの規制）、放送だけに特殊な規制がかかる。ネットについては、一般法のみで規制するか、放送に準じるようなネット上のジャーナリズムについて特に規制するか、という議論になる。
- 新聞と放送の区別を世界レベルで考えると、アングロサクソン系ではプレスに対する立法はないが、ヨーロッパ系は放送のみならずプレスも法律で規制しており（したがって、電子新聞の場合には、新聞法制とメディア法制の区別が相対化し）、さらに中国や発展途上国は強い規制。これらの調整は難しい問題で、EUでも（放送は既に共通の枠組みがある一方で）新聞について共通プレス法を作るという議論もあるが、各国の反対で実現していない。
- 活字メディアが15世紀末に登場し、通信が19世紀後半、放送が20世紀に入り出てきて、それぞれに対して法ができてきた。それらが融合する中で、放送には一定の規律が必要だとして、インターネットの情報について、活字メディア規律のままでいくか、放送と同様一定の規律が必要かについて議論が分かれている。

(3) 次回会合

平成19年3月26日（月）18：00より開催。議題は、「プラットフォーム関係の課題」。

以 上